

議案第79号

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年守谷市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
79号	1

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「令和3年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第5条第2項」の次に「（第32条において準用する場合を含む。）」を、「第5条第1項」の次に「（第32条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案	頁数
79号	2

## 提案理由（議案第79号）

提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年に設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
79号	3

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正	現行
<p>(管理者) 第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (管理者に係る経過措置)</p> <p>2 令和9年3月31日までの間は、第5条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年</p>	<p>(管理者) 第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。_____</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (管理者に係る経過措置)</p> <p>2 令和3年3月31日までの間は、第5条第2項_____の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項_____に規定する管理者とすることができる。</p> <p>(新設)</p>

議案	79号
頁数	4

3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所） あっては、同日において当該事業を行っている事業所） あって、同日において当該事業所における第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する 管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5 条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において 準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」と する。

79号	議案
5	頁数